

平成18年度予算における成果目標(内閣府)

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
1	国内経済動向分析及び情報発信等(国内の経済動向の分析)	景気動向について、迅速かつ効率的な情報収集に努め、定期的な関係会議等への調査分析結果を報告するなど、時々の経済情勢や各方面からのニーズに応じ、質の高い調査分析結果を提供すること。	調査分析結果の活用状況やその水準について、第三者の意見や専門的見地からの助言を聴取するなど、外部評価の収集に努めるとともに、これらを次回以降の分析に活用すること	調査分析結果の活用状況やその水準。(ホームページやマスメディアの掲載など調査・分析結果の発信状況の把握、調査・分析結果の各種報告書への反映状況及び経済財政白書や月例経済報告等への活用状況を把握しとりまとめること等により、評価する。)	76	調査分析結果は月例経済報告等に関する関係関係会議、経済財政諮問会議等へ提供され、経済財政政策議論の活性化への貢献が図られている。また、月例経済報告や経済財政白書等の公表物及び消費総合指数等の指標等をホームページに掲載し、広く国民への情報提供に努めているなど各方面からのニーズに応じた質の高い調査分析結果を提供するという目標は達成されている。
2	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析(景気ウォッチャー調査)	他の地域別経済統計では困難である地域経済動向の早期把握、きめ細かな情報の収集により、迅速かつ適切な景気判断に資する。 <達成目標> ・調査期間終了後6営業日で調査結果を公表する。 ・90%近い回答率を維持する。 ・身の回りの出来事に関し寄せてもらうコメントについて、より適切で定性的な情報収集に努める。	シンクタンクやウォッチャーとの密なコミュニケーションにより、高い回答率を維持するとともに、質の高いコメントを増やす努力を継続する。	景気ウォッチャー調査研究会等の場において、同調査の判断理由(単価の動き、お客様の様子等)の変化や、コメント中に頻りに現れる用語と景気の局面との関係についての分析・検討を行い、より適切で定性的な情報の収集結果により、評価する。	179	調査結果を、調査期間終了後6営業日で公表し、90%近い回答率を維持することで、迅速かつ適切な景気判断への貢献が図られている。また、質の高いコメントを増やすべく、内閣府とウォッチャーの直接の意見交換の場である景気ウォッチャーセミナーの開催や、ウォッチャーに対する景気ウォッチャーニュースの発行(四半期毎)等を通じて、適切な回答方式を説明しつつ、調査を実施する民間調査機関やウォッチャーとの密なコミュニケーションを図ることにより適切で定性的な情報の収集を図る等、成果目標をおおむね達成できた。
3	海外経済動向調査	海外経済動向について、市販のデータベースの活用により、迅速かつ効率的な情報収集に努め、これを基に「月例経済報告」「世界経済の潮流」の作成や定期的な関係会議等への調査分析結果の報告のみならず、時々の経済情勢や各方面からのニーズに応じ、質の高い調査分析結果を提供すること。	調査分析結果の活用状況やその水準について、第三者の意見や専門的見地からの助言を聴取するなど、外部評価の収集に努めるとともに、これらを次回以降の分析に活用すること。	調査分析結果の活用状況やその質的水準、すなわち、各種報告書等への関係者への配布状況や、提供した情報の有用性等について把握すること等により、評価する。	46	調査分析結果は一般に公表されるほか、経済財政白書や経済財政諮問会議資料等において参照され、また、「世界経済の潮流」等の報告書の公表時に主要メディアに取り上げられるなど、適切な経済財政政策の形成等への貢献が図られている。18年度についても報告書の公表と合わせ、政府内外の関係部局・有識者への配布、講演会の開催など成果の普及を図るとともにメディアにも取り上げられた。また、「世界経済の潮流」秋号で公表した「世界経済の見通し」については、月例経済報告等に関する関係関係会議の資料としても用いられた。こうしたことから、海外経済動向の調査分析結果を提供し、海外経済に関する理解の普及を助けるとともに、我が国経済財政政策議論への貢献を図り、成果目標をおおむね達成できた。
4	対日直接投資に関する国民理解の増進及び海外広報の推進	地方対日投資会議、海外シンポジウム、セミナー、新聞広告等を利用した効果的な広報活動の実施	・地方対日投資会議の開催 ・海外シンポジウム、セミナーの開催 ・テレビ番組、新聞広告等を利用した広報活動 ・ウェブサイトを利用した情報発信、情報収集	以下の指標等を利用して評価する。 ・地方対日投資会議実施件数 ・海外シンポジウム、セミナー等の開催回数 ・テレビ番組、新聞広告等の広報活動の実施状況 ・ホームページへのアクセス状況	55	・地方対日投資会議を平成19年1月に名古屋において開催。 ・平成18年6月の小泉首相訪米に合わせ、米国において対日直接投資に関する総理CMを放映。 ・対日直接投資に係るホームページを内閣府において運営し、平成18年度のアクセス総数は、約138万件。 以上のとおり、地方対日直接投資会議等を利用した効果的な広報活動を行うという成果目標を達成できた。
5	若者自立・挑戦プランの推進	ニート・フリーター問題等に対する国民意識の向上を図る。	・NEET等若者年間の意見交換、彼らに対する意識啓発のための情報発信及び彼らの意見収集の場として、インターネットのサイト上で広報・啓発活動を行う。(NEET: Not in Education, Employment, or Training) ・若年層におけるフリーターや無業者の増加など若年者雇用をとりまく問題や能力開発の重要性について、啓発を行うとともに、若年者の就業実態、就業意識及び対策に係る意見等についての調査結果の報告等を踏まえつつ、若年者、有識者等による議論を行うとともに、就業相談会等を行う。 ・若年者の就業実態、就業意識及び若年者雇用対策に係る意見等について、詳細な調査を行う。	以下の指標等を利用して評価する。 ・ホームページへのアクセス件数 ・若者就職支援のためのシンポジウムや相談会の実施件数	46	・ホームページへのアクセス件数: 18年4月～19年3月までの月平均で約10万件を記録。 ・若者就職支援のためのシンポジウム及び相談会「なるにはメッセ」を全国1箇所(19年2月 香川県高松市)で実施。 以上のとおり、ニート・フリーター問題等に対する国民意識の向上を図ることについて一定程度成果目標を達成できた。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
6	市場開放問題、政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ迅速な苦情処理 苦情解決比率(累計値)の高水準確保 市場開放問題苦情処理体制・政府調達苦情処理体制に関する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・OTO対策本部運営要領(対策本部長(内閣総理大臣)決定)に基づき、迅速な苦情処理を行う。 ・関係省庁間の連絡調整の円滑化を図り、苦情の受付及び処理の状況の迅速な取りまとめを行う。 ・苦情処理部会等を機動的に開催する。 ・OTO連絡会議を活用し、市場アクセス改善のための措置の現場窓口への徹底を図る。 ・各種報告書について、苦情の内容、処理に当たったの考え方を明確にし、分かりやすい形で公表する等、OTOの活動に関する広報を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の指標等を利用して評価する。 ・苦情解決比率 ・輸入促進的な苦情処理が行われた件数 ・パンフレット・関連冊子等の発行部数 ・OTO連絡会議の実施回数 ・ホームページへのアクセス状況 	58	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度並みの苦情解決水準を達成(17年度99.5%→18年度99.7%) ・18年度中に2件の輸入促進的な苦情処理を行った。 ・OTO活動状況を示す冊子2,300部を発行した。 ・全国計9箇所において地域連絡会議を開催、在日外国大使館及び在日外国商工会議所に対してOTO活動状況に関する説明会を開催した。 ・ホームページへのアクセス件数について、OTOは約23,000件、政府調達は約7,500件と十分な水準を達成。 以上のとおり、成果目標を達成できた。
7	公共料金分野における規制影響分析の取組の推進(物価関連施策の推進)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金分野における規制影響分析ガイドラインの策定への取組 ・本ガイドラインの策定への取組に関する情報公開の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・物価安定政策会議等会議の開催 ・物価安定政策会議の議事録等の公開 ・公共料金分野における規制影響分析ガイドライン(中間報告)等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の指標等を利用して評価する。 ・物価安定政策会議等会議の開催回数等状況 ・物価安定政策会議の議事録等の公開数等状況 ・公共料金分野における規制影響分析ガイドライン(中間報告)等の作成状況 	27	<ul style="list-style-type: none"> ①公共料金分野における規制影響分析ガイドライン策定に向け、物価安定政策会議等を計3回開催したこと、②規制影響分析ガイドラインの策定に関する全ての会合について、一般傍聴を募るとともに、会合で使用した資料等を全て公開したこと、③「公共料金分野における規制影響分析ガイドライン報告書」を18年6月作成したことにより、成果目標を達成した。
8	経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> 経済社会を持続可能な成長経路へ乗せるための戦略の企画立案に資する論文集の作成、研究成果の情報発信による学術的な社会インフラへの貢献 	<ul style="list-style-type: none"> 内外から有識者を招聘し、国際フォーラムを開催するとともに、国際フォーラム出席者及びアドバイザーグループからの指摘等を踏まえ、研究テーマの問題意識、政策企画立案への示唆が明確となるよう研究を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 1)論文を精読し、以下の観点及び基準に基づいてその内容を評価する。 ・本共同研究により得られた研究論文が、経済社会政策の企画立案にどの程度有効か 2)また、評価の客観性担保のため、外部の学識経験者により構成される経済社会総合研究所アドバイザー・グループにおける本研究に関する議論を活用し、評価する。 	624	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月に、研究テーマである労働市場改革、ならびにインベーションに関して、それぞれ国際フォーラムならびに報告会を開催し、研究成果物である論文集の公表を行った。いずれのテーマも、6月にとりまとめられた「経済財政改革の基本方針2007」において重要な改革の一つとして盛り込まれており、経済社会政策の企画立案に資する内容であったと評価できる。また、各論文は、外部の学識経験者から総じて高い評価を受けており、学術的な社会インフラにも貢献したと評価できる。
9	防災に関する普及・啓発事業に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域コミュニティ等における意識啓発活動、民間と市場の力を活かした安全な地域づくり、防災ボランティア活動の環境整備等の推進により、災害への「備え」を実践する国民運動を幅広く展開する。 ・防災週間のみならず、学校内外における防災教育、社会教育施設を活用した防災教育など対象別のきめ細かい意識啓発事業の実施による、地域全体において防災に対する平時の備えや災害時にとるべき行動の知識の普及、地域の総合的な防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災週間の期間を中心とした、防災フェア、ポスターコンクール等各種行事の促進に加え、同期間以外の時期にも、防災教育活動の実践事例の紹介・普及方策に関する検討、被災の予防措置についての体験談の資料化、成人向け防災教育教材の作成を実施する。 ・事業継続計画(BCP)の普及策検討、企業の防災活動評価手法確立調査、官民連携による防災活動計画モデル調査、防災まちづくり活動支援調査を実施する。 ・防災ボランティア活動に対する国民の関心を高め、理解を広めるとともに、防災ボランティア活動の環境整備を行う。 ・国の防災担当職員の人事育成のために毎年合同研修を行い、防災に関する標準的テキストの作成や実践的訓練の手法に関するパッケージ化を行う。また、国の災害対策本部要員の業務マニュアルの作成を行う。 ・災害時要援護者支援について、取組方針を示したガイドライン、それに即した評価指針や取組事例を取りまとめ、取組の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災週間・防災教育等の意識啓発については、防災フェアの参加者数・参加者アンケート調査、ポスターコンクールの応募者数などの要素を評価の参考にしつつ施策の実施または普及状況により評価する。 ・また、BCPの策定状況については、平成17年3月の中央防災会議で決定された「地震防災戦略」に示された数値目標の達成状況において評価する。 ・国、地方公共団体等における防災担当職員を対象とした研修や実践的訓練実施件数を把握し、政府図上訓練における検証評価を利用して評価する。 ・災害時要援護者支援について、市町村を中心とした取組状況について調査・把握を実施し、災害への対応について検証評価を行い、評価する。 	181	<ul style="list-style-type: none"> ・第25回を迎える「防災フェア」を名古屋市で開催し21万人の参加を得た。アンケート調査でも防災の意識向上に有益だったとの回答多数。「防災ポスターコンクール」は9千点の応募。防災意識の一層の高まりに資した。また、国民運動を展開するための社会教育教材・体験談の資料化は数多くの新聞・テレビ・ラジオなどに取り上げられ、一般の関心も高かった。 ・企業の事業継続への取組の促進のため、災害時に事業継続が実施されないところ一般市民や幅広い主体に影響が大きいと思われる業界団体等も参画した有識者検討会を開催し、平成19年3月に事業継続ガイドラインを利用しやすくするための解説書等を取りまとめるとともに、業界団体に、業種の特性を反映したガイドラインの作成を要請し、そのための助言等を行った。その結果、検討会に参画した業界団体の約3分の2において、業種別のガイドライン等の作成に取り組みに至った。 ・人材育成について、国の防災担当職員を対象とした研修を行うとともに、研修の事例や教材例を示した防災に関する標準テキストを作成した。また、平成19年1月に実施した政府総合図上訓練の評価も踏まえ、国の災害対策本部要員の業務マニュアルの作成に向けた作業を進めた。 ・災害時要援護者支援について、先進的な取組事例を調査し、その結果を平成19年3月に「災害時要援護者対策の進め方について」としてとりまとめた。この報告書の中では平成18年7月豪雨で被害を受けた9市町の対応も検証・評価している。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
10	国際防災協力に係る調査検討及び会議出席等に要する経費	世界の自然災害被害の軽減に向けた我が国の知識・技術を活用した協力を推進するため、 ・国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組」の推進に貢献する。 ・我が国が自然災害に対して脆弱ではないかの国際的な見方に対し、防災分野での我が国の高度・先進的な取組を国際的に紹介することにより、危機管理や災害対策に対する我が国の信頼を高める。 ・アジア防災センターを活用した地域防災協力を推進し、アジアの開発途上国の災害対策の充実を図る。	・兵庫行動枠組の各国での具体化作業の促進プログラムやメディアとの協働、児童向け防災教育等の支援プログラムを策定する等により、アジア防災センターにおける多国間防災協力の推進を図る。 ・インド洋地震津波被害の教訓や復興過程における将来の災害への備えに取り組む優良事例を調査分析するとともに、これらの成果や国内の津波防災等について国内外の関係者による情報共有、知見の交換を行い、国内の津波防災の啓発とともに被災国のより良い復興に資するよう、災害から2周年を機に国際津波フォーラムを開催する等により、国際防災協力に係る課題の調査検討及び会議の開催を行う。 ・インドネシアとの首脳間の防災協力の合意を踏まえた総合防災体制強化のためのプロジェクトを実施する等により、ODAを活用した防災分野における国際協力の推進を図る。	以下の指標等を利用して評価する。 ・アジア防災センターへの講師派遣依頼数、海外からの来訪者数、アジア防災センターHPのヒット件数 ・国際復興プラットフォームを通じて行った復興支援アドバイス等件数 ・開発途上国からの我が国の防災分野に関するノウハウ提供の協力依頼件数	198	・セミナー等への講師派遣(32件)、各国政府防災担当官の来訪受け入れ(51ヶ国・地域より161名)を実施する等アジア防災センターを活用した地域防災協力を推進し、アジアの開発途上国の災害対策の充実を図った。 ・ホームページによる情報発信(5,133,084件)、講師派遣(32件)、ノウハウ提供(要請8ヶ国11件)などを通じて、防災分野での我が国の高度・先進的な取組を国際的に紹介し、危機管理や災害対策に対する我が国の信頼を高めた。 ・我が国の防災分野におけるノウハウ提供(要請8ヶ国11件)、復興支援アドバイス(22件)などを通じて国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組」の推進に貢献した。以上の取組を通じて、世界の自然災害の軽減に向け、我が国の知識・技術を活用した協力を推進することができた。
11	災害復旧・復興に関する施策の推進に要する経費	新たな復旧・復興対策の確立による迅速かつ的確な対応を目指す。すなわち、「地域防災計画」の内容の充実を図る、地方公共団体、国民等の災害普及・復興対策に関する意識の向上等を図る。	・新たな首都直下地震の被害想定や、首都直下地震対策大綱を受け、首都直下地震復興準備計画策定指針の作成。 ・国における首都直下地震の際の普及・復興体制、実施手順等について、事前に具体的なかつ実践的な検討等の実施。 ・災害に係る住家の被害認定基準等について、地方公共団体に対して普及促進及び研修等の実施。 などの発災後の復旧・復興対策の迅速かつ的確な実施に向けた、国と地方公共団体の事前準備にかかわる調査、検討を行う。	以下のような状況を把握し、評価する。 ・首都直下地震復興準備計画策定指針の作成状況 ・首都直下地震の国の復旧・復興体制、実施手順等についての検討状況 ・災害に係る住家の被害認定基準等の地方公共団体に対しての研修等の実施状況等について把握する。	62	・従来の復興準備計画策定指針の改定のため「首都直下地震に対する復興準備計画策定指針」の案を作成し、関係機関と検討を行った。 ・「首都直下地震の復興対策のあり方に関する検討会」の実施により、首都直下地震における国の復興対策に関する検討課題を抽出した。 ・災害に係る住家の被害認定業務研修会の研修教材を作成するとともに当該研修会を実施した。 以上のとおり、成果目標の達成に向けた施策を推進することができた。
12	地震対策等の推進に要する経費	何時発生してもおろかなく程の切迫性を有する東海地震をはじめ、今世紀前半にも発生が予想される東南海・南海地震、発生すると膨大な被害が予想される首都直下地震等の大規模地震対策について、対策大綱、応急対策活動要領、大綱の具体化の検討を進めると共に、地震被害軽減にあたっての重要な施策である住宅の耐震化、具体的な減災目標及び対策を定めた地震防災戦略、近年甚大な被害が懸念される津波対策、国内に多数存在し被害を及ぼしてきた火山対策などの重要施策の推進を図り、国民の人命及び財産を守ることを目的とする。	・中央防災会議専門調査会における検討 ・関係省庁等の検討会 ・民間等の関係者の実態調査等により指針等の策定を行うことに加え、以下のような施策を推進する。 ・東海地震対策については、各行政機関、事業者の行動計画を踏まえて、住民の具体的な防災行動についての指針等の策定を目指す。 ・東南海・南海地震対策については、応急活動要領の検証及び対策計画の実態把握を行う。 ・首都直下地震対策については、対策大綱の具体化を進めるため、帰宅困難者対応指針の検討及び避難所生活者数軽減ガイドラインを策定する。 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については、応急対策活動要領を策定する。 ・住宅・建築物の耐震化の推進については、防犯・福祉等他の施策と連携した効率的・効果的な耐震性能確保の手法の確立を目指す。	・東海地震対策については、住民の具体的な防災行動についての指針等の策定状況 ・東南海・南海地震対策については、応急対策活動要領の検討及び対策計画の実態把握状況 ・首都直下地震対策については、帰宅困難者対応指針の検討及び避難所生活者数軽減ガイドラインの策定状況 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策については、応急対策活動要領の策定状況 ・住宅・建築物の耐震化の推進については、防犯・福祉等他の施策と連携した効率的・効果的な耐震性能確保の手法の確立状況等について把握し、評価する。	1,416	・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画に、突発形の計画を追加するなど、住民の具体的な防災行動についての検討を行うための計画の充実を図った。 ・「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画を平成19年3月に作成した。また、対策計画の実態把握調査を行い、対策計画の見直し指針を作成した。 ・首都直下地震避難対策等専門調査会を平成18年8月に設置し、帰宅困難者対策の検討を開始した。 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領の策定に向けた検討を行い、最終調整を行った。 ・効率的・効果的な耐震化を推進するため、沿道建築物の耐震調査を行い、発災時に救助活動の妨げとなる道路閉塞を予防する検討等を行った。 以上のとおり、国民の人命及び財産を守るため、地震対策等を推進することができた。
13	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	政策・方針決定過程への女性の参画を進める。	①国の審議会等委員への女性の参画、女性国家公務員の採用・登用等を促進する。 ②地方公共団体、企業、教育・研究機関等の取組の支援を行う。 ③政策・方針決定過程への女性の参画に関し、現状や問題点を調査・分析するとともに、積極的改善措置の推進を図る。	各分野における指導的地位に占める者の範囲を確定し、定期的にフォローアップを行い評価する。	12	男女共同参画会議において、「2020年30%」の目標における「指導的地位」の範囲を明らかにし、フォローアップをすることを決定した。 女性の参画状況に関する調査結果によると、国家公務員Ⅰ種試験採用者に占める女性割合や、医師などの専門的職業従事者に占める女性割合は概ね増加していることから、政策・方針決定過程への女性の参画は、全体として、緩やかに拡大していると評価できる。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
14	女性のチャレンジ支援への取組	女性のチャレンジ支援関連情報のネットワーク化、ワンストップ化の実現、取組・実践事例の周知や顕彰等及び再就職・起業等の支援。	以下の事業を主体とする。 ・地域におけるチャレンジ・ネットワーク環境整備推進事業 ・チャレンジ表彰事業 ・チャレンジ支援推進事業企画委員会 ・女性若年層自立・挑戦対策事業 ・男女共同参画による地域活性化事例研究事業 ・女性の再チャレンジ応援プラン	チャレンジ支援推進事業企画委員会等における評価、表彰・事例収集数及びアンケート調査結果等を利用して評価する。	113	・女性のチャレンジ支援への取組については、以下のようにチャレンジに関する情報の提供量が増加している。 ①インターネットに掲載されるチャレンジの事例の件数が191件(平成17年度80件)に増加した。 ②再チャレンジ支援のための新たなシステム構築し、585件のコンテンツを紹介できた。 ・前年度同様8件のチャレンジ賞を表彰した。 ・チャレンジ支援推進事業企画委員会において一定の成果が認められ、今後も事業の充実が求められた。 ・研修の参加者アンケートにおいて、全回答者から有用との評価(「非常に有用であった」(75.9%)、「少し有用であった」(24.1%))を得た。 以上のとおり、女性のチャレンジ支援関連情報のネットワーク化、ワンストップ化の実現、取組・実践事例の周知や顕彰等及び再就職・起業等の支援という成果目標に向け、一定の成果があったと評価できる。
15	男女共同参画社会実現に向けた気運の醸成	「男女共同参画フォーラム」等の事業の実施、広報誌及びホームページ等の作成により、広く男女共同参画に関する普及啓発を行い、男女共同参画に関する国民の意識の向上の理解や認識を深める。	男女共同参画週間、男女共同参画に関する功労者表彰、男女共同参画宣言都市奨励事業、男女共同参画フォーラム、男女共同参画担当行政ブロック会議等の実施、男女共同参画ヤングリーダー会議の開催、男女共同参画推進本部ニュースや広報パンフレット・各種行政情報資料の配布、各種媒体を活用した政府広報の実施。	広報誌、啓発ビデオ等の作成実績、男女共同参画週間の取組実績、男女共同参画社会づくり功労者表彰の実施実績、「男女共同参画フォーラム」等の開催実績及び参加者に対するアンケート調査結果、ホームページの内容充実及びアクセス件数、有識者の意見等を利用して評価する。	99	以下により、男女共同参画に関する国民、民間団体等の理解や認識を深め、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成が図られたものと評価できる。 ・男女共同参画週間を実施し、その広報のため、ポスター・ちらしを作成した。このポスター・ちらしについては、各都道府県・政令指定都市等からの配布要望枚数が昨年より増加し、各都道府県・政令指定都市においても、積極的な広報活動が展開されている。 ・男女共同参画社会づくり功労者表彰については、前年と同じ10人を表彰した。 ・男女共同参画ヤングリーダー会議については、参加者へのアンケートの結果、肯定的意見が多かった。 ・「男女共同参画フォーラム」等については、多数の参加を得て開催することができ、参加者へのアンケートの結果「有意義だった」等肯定的な感想が多かった。 ・ホームページについては、内容の充実に加え、平成18年度のアクセス数は月平均約32,000件で、前年度比約11%増であった。
16	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組	①女性に対する暴力根絶のための広報啓発活動を実施し、この問題についての社会的認識を徹底する。 ②女性に対する暴力の被害者を支援する者及び国民一般に対し、女性に対する暴力に関する情報を提供し、女性に対する暴力及びその対処に関する理解を深める。 ③配偶者暴力防止法の円滑な施行に努めるため、調査研究や職務関係者に対する研修を実施する。 ④地方公共団体、民間団体との有機的な連携を確立する。	①11月12日から25日まで、「女性に対する暴力をなくす運動」を国民的運動として推進し、シンポジウム等を開催する。 ②配偶者からの暴力被害者の支援に役立つ情報を提供しているホームページの利便性の向上及び掲載情報の拡充を行う。 ③女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究、配偶者暴力の加害者更生に関する調査研究、及び被害者の心身の健康の回復及び自立支援に関する実態調査を実施する。 ④配偶者からの暴力被害者支援セミナーを実施するほか、弁護士やカウンセラー等からなるアドバイザーを派遣し、相談担当者からの相談等に応じる。	以下の事柄等を把握し、評価する。 ①広報啓発活動の実施実績を把握 ②シンポジウム、セミナー等の参加者に対するアンケート調査を実施 ③調査研究報告書を作成 ④有識者からの意見聴取	63	①「女性に対する暴力をなくす運動」の実施及び、シンポジウム開催にあたり、ポスターを作成の上、地下鉄駅に掲示したほか、各地方公共団体等関係機関にポスターを配布するなど、広報啓発活動を推進した。 ②シンポジウムの参加者によるアンケート調査の結果、「非常に有効だった」及び「有効だった」を合わせると88.7%に上がった。また、セミナー後の参加者アンケートによると、基礎セミナー・応用セミナー・管理職セミナー別に、「満足した」以上を回答した者の割合も8割を超えており、当該事業はニーズに合致し、有効であったと判断できる。 ③左記調査結果を報告書として取りまとめ、各地方公共団体等関係機関、関係者等に配布した。これら調査結果を踏まえ、今後の施策の実施に大きく寄与するものとして、大変有益なものとなった。 ④セミナー(基礎・応用・管理職)参加者が360名(前年度245名)、アドバイザー派遣は派遣先120団体(前年度90団体)、参加人数2,798人(前年度1,640人)と、大幅に増加しており、13都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議からも、当該事業の拡大についての要望を受けている。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
17	国際交流・国際協力の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の形成の促進に資する国際会議等に出席し、情報収集を行うとともに、我が国の取組の発信を行う。 ・諸外国、国際機関の取組の動向等に関する情報を収集し、国内での情報提供、周知を図る。 ・女子差別撤廃条約実施状況報告の審議に関する業務を円滑に実施する。 ・我が国の途上国支援に関する必要なフォローアップ及び我が国の途上国女性支援におけるジェンダー主流化方策の検討に関する業務を円滑に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー、シンポジウム等の各種会合開催、広報誌、ホームページ等への情報掲載 ・海外有識者等との情報・意見交換 ・国際会議出席及び事前準備業務並びに事後報告業務の実施 ・英文広報資料の作成・配布 ・国際協力機構(JICA)等が実施する途上国の女性支援に関する各種事業の協力 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の指標等を利用し、評価する。 ・出席した国際会議の関連資料 ・海外の関係機関との情報・意見交換実施実績 ・各種広報誌への情報掲載実績 ・国内での情報提供・周知のための会合の開催実績 ・セミナー等の参加者に対するアンケート調査結果 ・英文広報資料の配布実績 ・有識者意見 	21	<p>以下により、本施策は概ね目標を達成できたと評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会(CSW)を始めとする各種国際会議に出席し、情報収集を行うとともに、英文広報資料を配布し、我が国の取組について発信できた。 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合を主催し、16カ国・2国際機関との有益な情報・意見交換を行うことができた。参加国や有識者、国連等からも有意義な会合との高い評価を得た。 ・国際会議等に出席した成果について、ホームページや広報誌等への掲載を行った。 ・ノルウェーとのジョイントセミナー等の開催により、両国の取組等について情報提供することができた。また、女子差別撤廃条約第6回実施条約報告書の作成に当たり、NGO・女性団体・一般の方々との対話の機会を設けた。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
18	駐留軍用地跡地利用の推進					
	駐留軍用地跡地利用対策関連経費	SACO最終報告等で返還が合意された駐留軍用地又は跡地に関して、跡地利用計画策定及びその具体化に向けた取組の進捗	施策の適正かつ円滑な実施	関係市町村へのアンケート調査等を利用して評価する。	60	跡地利用に取り組む市町村へのアドバイザー派遣等の支援について、市町村アンケート等によれば、概ね好評であり、市町村の跡地利用計画策定等の取組を促進した。特に18年度から実施したプロジェクト・マネージャーの派遣については、アワセゴルフ場の跡地利用基本計画の策定を支援する等派遣された北中城村の跡地利用推進に大きく貢献し、村からは19年度においても継続的な派遣の要望があった。これらのことから「目標達成」については、達成できたものと判断。
19	沖縄の離島活性化	厳しい環境にある沖縄の離島の活性化を図るため、島の基礎的な基盤の充実、島の歴史や特色を活かした特産品や観光の振興など、それぞれの島の持つ魅力が最大限活きるような取組を促進する	(下記参照)	(下記参照)	264	
	離島活性化人材育成・専門家派遣事業	離島活性化に資する人材の充実	沖縄の離島において地域活性化を担う人材の育成、必要なノウハウを有する専門家の派遣に対する支援。	人材育成プログラムを活用した研修の開催件数・受講者数、専門家派遣を行った案件中事業化等に至った件数等を利用して評価する。	43	人材育成プログラムを活用した研修を12市町村で27回開催し、381名の受講生徒があった。専門化派遣については、13町村に延べ33回120人の専門化を派遣し、18年度中に11町村で106事業者のブログ及びHPの立ち上げがあった。以上のことから、本事業の目的である離島地域活性化のためのスキルやノウハウの修得が促進され、本年度の目標は達成出来た。
	離島地域資源活用・産業育成モデル事業	地域資源を活用した観光や特産品の開発等による離島の活性化	島の活性化の方向性等に関する調査検討、各島のアイデア等の具体化に対する支援等	採択し試作品開発等を行った案件中、新商品の完成等に至った件数。また、それらに対する外部からの引き合い(問い合わせ)件数、販売実績等を利用して評価する。	175	本事業では15島17事業の地域資源を活用した特産品の開発等への支援を行い、試作品開発等を行った案件中、7事業で新商品の完成に至った。本事業が19年度までの3年事業であることを考慮すれば、事業の目的である地域資源を活用した観光や特産品の開発等による離島の活性化について、本年度の目標は達成出来た。
	離島観光振興地域等整備事業	観光振興による離島地域の活性化	観光地としての質、魅力の向上を図るため、観光客の利便性・快適性に資する観光案内標識等の整備に対する支援	観光客数の動向、整備施設の利用件数等を利用して評価する。	30	観光客の増加の他、施設の利用により役場への連絡案内に関する問い合わせが減少するなど、離島地域の観光振興が促進された。
	離島・へき地医師確保対策検討調査事業	離島における医師確保対策の成功等による離島の活性化	離島・へき地における医師確保策の策定に対する支援	離島・へき地の医師数等を利用して評価する。	16	本施策の具体的措置として、医師確保対策調査検討事業及び離島・へき地医療セミナー開催事業を実施し、その結果を受け、医学生への奨学金の創設や、ドクターバンクの運営など沖縄県において今後の医師の確保に資する方策が構築されたことにより、長期的にみた医師数の増加に資すると思われるため、当事業の目標は達成できた。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
20	沖縄の戦後処理対策				479	
	沖縄不発弾等対策経費	第二次世界大戦で激しい地上戦が行われた沖縄県には、多くの不発弾等が埋没しており、死傷者を伴う爆発事故も発生していることにかんがみ、このような事故の再発防止を図る。 成果目標：沖縄県に埋没している第二次世界大戦時の不発弾等の計画的探査発掘等による不発弾等の処理及び爆発事故の再発防止	不発弾等の計画的探査発掘処理	不発弾等の探査発掘処理の実施状況等を把握して評価する。	441	計画的に探査発掘を行ったことにより、不慮の事故を防止し、公共の安全が図られたことから目標は達成できた。 ・不発弾等処理事業 2ヶ所 ・広域不発弾等処理事業 5地区 ・市町村支援事業 9市町村
	沖縄戦関係資料閲覧室事業	先の大戦において、わが国唯一の地上戦が行われ多数の尊い命が失われた沖縄戦に関して、国等が保有している公文書等の資料を収集し、歴史的な資料として整理、公開を行い、沖縄戦について一般の理解に資する。沖縄戦に関して、一般の理解に資するため、沖縄戦関係資料閲覧室のホームページ利用者数を昨年度以上とし、出来る限り多くの沖縄戦関係資料閲覧室への来室を図る等、沖縄戦関係資料閲覧の効果的な実施を図る。	沖縄戦関係資料閲覧室事業の適正かつ円滑な実施	沖縄戦関係資料閲覧室来室者数及びホームページ利用者数、ホームページ上の特集の実施状況等を利用して評価する。	18	昨年度に比べ、来室者数は、ほぼ同数であるが、その他の件数については増加していることから目標は達成できた。 ・来室者数 17年度 322人 → 18年度 320人 ・ホームページアクセス数 17年度 62,052件 → 18年度 62,472件 ・ホームページ閲覧ページ数 17年度 227,527件 → 18年度 270,585件 ・特集(ホームページ)の実施件数 17年度 4件 → 18年度 8件
	位置境界明確化	沖縄県の位置境界不明地域について、法律に基づき土地の位置及び境界を明確にする。	法に基づき、各筆の土地の位置境界の明確化を行い、登記に反映する。	認証面積(国土調査に準ずる指定を受けた土地の面積)等を利用して評価する。	14	18年度においても法律に基づき、位置境界明確化事業を行い、位置境界が確認された土地について測量を実施し、登記を行うための国土交通大臣による指定(認証)を受けたことから目標は達成できた。 ・18年度認証面積 2,400㎡ ・調査対象面積(24,5894km ²)に対する現在の認証率 99.6%
	対馬丸平和祈念事業	遺族や生存者の高齢化が進む中、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世代に伝え、遭難学童への哀悼と平和を祈念するための事業について支援を行う。対馬丸事件を後世代に伝えるとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念する語り部事業及び特別展示を実施し、それぞれ3分の2以上の満足度を得る。	対馬丸平和祈念事業の適正かつ円滑な実施	以下の点について把握し評価する。 ①生存者による語り伝えの実施状況 ②対馬丸等の関連資料を収集・展示する特別展の実施状況 ③語り部事業・特別展示の満足度のアンケート調査の実施	6	語り部事業及び特別展示を実施し、それぞれ3分の2以上の満足度を得ていることから目標は達成できた。 ・語り部事業実施回数 106回(約1万4千人) ・特別展示実施回数 3回
21	沖縄に関する特別対策				148	
	沖縄体験滞在交流促進事業	地域の活性化を図るため、沖縄の特性を活かした滞在型・参加型観光を促進する。	体験滞在プログラムの作成やインストラクターの養成等のソフト事業及び体験滞在プログラムの実施に必要な施設の整備を実施する。	入域観光客数、人口などの指標等を利用して評価する(ただし、景気、天候、国際情勢、他の観光振興施策、交通手段の状況など他の多くの要因の影響や本事業の効果が発現するために要する期間などを考慮する必要がある)。	81	体験滞在プログラムの作成やインストラクターの養成等のソフト事業及び体験滞在プログラムの実施に必要な施設の整備を実施したことから目標は達成できた。 (参考指標) ・入域観光客数(沖縄県) 平成12年度 4,497千人 → 平成18年度 5,704千人 ・入域観光客数(離島) 平成12年度 2,269千人 → 平成17年度 2,879千人 ・人口(沖縄県) 平成12年度 1,325千人 → 平成18年度 1,382千人
	亜熱帯特性研究推進事業	沖縄県における亜熱帯特性を活用した科学技術研究(亜熱帯研究)の向上を図る。	沖縄における亜熱帯研究の研究基盤の向上を図るため研究プロジェクトの可能性調査を引き続き実施する。	平成18年度より評価予定であり評価方法を含め検討予定	17	目標である当該研究に関する報告書を作成し、公表すること及び調査研究会を開催することの両者について達成できた。 ・調査研究会開催回数 7回
	ハブ対策事業	沖縄県内におけるハブ咬症の発生数が平成15年水準(年間咬症数93件)の1/3以下となり、かつ個人が必要に応じてハブ対策を行うための有効な用具が手軽に購入できる状況、また、副作用の少ない咬症治療薬の県内医療機関への提供体制を整え安全・安心な生活を確保する	沖縄県民のハブ対策として、県が行う抗毒素及びハブの自動低密度化手法の開発研究をすることにより成果目標を達成	平成19年度より評価予定であり評価方法を含め検討予定	50	抗毒素の開発研究については、副作用の危険が少ない抗ハブ毒ヒト抗毒素の作製研究等を行い、100株以上の抗体産生細胞が得られる等の成果があった。また、自動低密度化手法の開発研究については、フェンス・捕獲ネットの開発研究等を行い、ハブよけフェンスを改良するなどの成果があったことから目標は達成できた。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
22	北方領土問題の解決の促進	北方領土問題の解決の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発 ・北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置 ・元島民後継者対策の充実・強化 	<p>以下のような指標等を利用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方領土返還全国大会等各地で開催される返還要求運動における参加者数の増 ・北方領土返還全国大会等各地で開催される返還要求運動における参加者数の増 ・各都道府県教育者会議や教育者全国会議における北方領土問題教育方法等の深化とその成果を基とする各都道府県での北方領土教育の展開等 	957	<ul style="list-style-type: none"> ・北方領土返還全国大会等各地で開催される返還要求運動における参加者数の増については、全国大会開催当日である「北方領土の日」(2月7日)に全国各地で50件以上の催しが開催される等国民運動として根付いている ・各都道府県教育者会議や教育者会議全国会議における北方領土問題教育方法等の深化とその成果を基とする各都道府県での北方領土教育の展開については、平成19年3月末までに、29都道府県に北方領土問題教育者会議が設立されるなど、若い世代の返還運動の参加等といった効果が期待できる 以上のとおり、北方領土問題の解決の促進という成果目標を達成できた。
23	青少年健全育成に関する普及・啓発	青少年育成施策大綱において「青少年の健全な育成のための国民運動が展開されるよう支援する。」こととされていることから、青少年育成関係者等の事業の参加者や関係市町村の担当者等の満足度を75%(4人のうち3人以上が肯定)以上とする。	各事業について、アンケート調査の結果等を踏まえ、内容の見直し充実を図る。	各事業の参加者に対し、アンケート調査を実施するなどして、意識(満足度)等を把握し評価する。	271	達成できた。 各種事業における参加者に対する事後アンケートの結果、約9割の参加者が本事業に満足し、達成目標の75%を大きく超えた。
24	青年国際交流	日本と諸外国の青年の交流により、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神と実践力を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた健全な青年を育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・右欄の事後的な評価方法を基に、時代の変化に即応した事業の不断の見直しを行う。 ・各プログラムの企画・運営に当たっては、毎年、外部の有識者・アドバイザーの意見を取り入れる。 	<p>以下の点について把握し評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交に関する世論調査 ・社会意識に関する世論調査 ・青年国際交流事業参加青年アンケート調査 	1,717	<ul style="list-style-type: none"> ・「外交に関する世論調査」(内閣府大臣官房政府広報室実施)(平成18年10月調査) ・「文化交流で重点を置くべき分野」について、「青少年の交流」を掲げた者の割合 31.6%(全体で1番目) ・「社会に関する世論調査」(同室実施)(平成17年2月調査) ・「国際的な視野」を身に付けていくために行っていくべきこととして、「外国人と交流する機会を提供する」を挙げた者の割合 48.0%(全体で1番目) このような状況の下、内閣府が行う青年国際交流事業は、進展する国際化社会の中で指導性を発揮できる日本青年の育成、そして地域における青少年健全育成活動などの社会活動の中核となるべき人材の育成等のために今後とも継続して実施していく必要がある。実際、各青年国際交流事業の参加青年アンケート調査の結果を見るといずれの事業についても参加青年から概ね高い評価を得ているところである。 ・プログラムの全体評価(5段階評価で4以上の比率) <ul style="list-style-type: none"> ・国際青年育成交流(派遣) 79% ・日本・中国青年親善交流(派遣) 81% ・日本・韓国青年親善交流(派遣) 92% ・東南アジア青年の船 90% ・世界青年の船 85% ・青年社会活動コアリーダープログラム 61% ・自分の将来に役立ったと思う(5段階評価で4以上の比率) <ul style="list-style-type: none"> ・国際青年育成交流(派遣) 99% ・日本・中国青年親善交流(派遣) 96% ・日本・韓国青年親善交流(派遣) 100% ・東南アジア青年の船 62% ・世界青年の船 71% ・青年社会活動コアリーダープログラム 100%
25	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進	具体的な成果目標等について、現在検討中である。	(「成果目標」参照。)	(「成果目標」参照。)	135	政策評価については、19年度から実施することとしている。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
26	栄典制度の適切な運用	<p>栄典制度が、今後とも、公のために努力している多くの人々の誇り、励みとなるよう、</p> <p>(1) 中央、著名人等に偏ることなく各界各層から幅広く発掘</p> <p>(2) 民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘</p> <p>(3) 人目に付きにくい分野等において業務に精励した功労者の発掘</p> <p>(4) 女性の功労者の発掘</p> <p>など、適切な運用に努めていく。</p>	<p>成果目標の当該分野で発掘された候補者数に適切に対応できるよう必要な褒賞品の準備、また、埋もれた人材の発掘には地元自治体との連携が不可欠であるため連絡会議の開催等、適切な運用に必要な経費の確保に努める。</p>	<p>受章者の分野別、男女別等の比率数値、栄典に関する有識者からの意見聴取等を利用して評価する。</p>	3,058	<p>目標とした発令総数を達成するとともに、その際、</p> <p>(1) 受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努めた結果、民間部門の受章者数が平成18年春の叙勲では1,674名(全体の41%)、平成18年秋の叙勲では1,650名(全体の41%)となった。</p> <p>(2) 民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘に努めた結果、春の叙勲では2名、秋の叙勲では3名、あわせて5名が受章し、平成17年と比較し2名増加した。</p> <p>(3) 人目に付きにくい分野等において業務に精励した受章者の増加に努めた結果、春の叙勲では1,380名(全体の34%)、秋の叙勲では1,368名(全体の34%)となった。</p> <p>(4) 女性受章者の増加に努めた結果、春、秋ともに受章者数が330名を超過し、全体に占める割合も8%前後となった。</p> <p>など適切な制度運用を行った。</p> <p>以上のとおり、成果目標を達成することができた。</p>
27	国民生活に関する調査分析	<p>国民生活についての多面的な動向把握・調査分析を分かりやすい形でまとめ、閣議はじめ様々な政府内場で報告し、適切な国民生活関連諸施策の形成に資する。</p> <p>国民生活の視点から見た構造改革の進展度や利点等について分かりやすい形で明らかにし、官と民の協力があってはじめて実行可能な構造改革に対する国民の理解を深めるとともに、国民レベルから構造改革の推進に弾みをつける。</p> <p>官民による双方向的な議論を通じて構造改革において積み残した課題を掘り起こし、それに対応するための諸施策の検討を促す。</p>	<p>国民生活選好度調査、国民生活モニター調査などによる、国民生活についての多面的な動向把握、それに基づく国民生活白書などにおける国民生活上の重要事項についての詳細な分析を行い、閣議はじめ様々な場で報告することを通じて政策立案に資する。</p> <p>暮らしの改革指数や日本経済ウェブミュージアムを通じて、構造改革がどれだけ進捗し、どのような影響を国民生活に与えているかを明らかにし、国民の構造改革に対する理解を深めるとともに、国民レベルから構造改革の推進に弾みをつける。</p> <p>ネット・シンポジウムを通じて一般国民と学識経験者、政府が双方向的な議論を行うことにより、暮らしの構造改革について、未だ積み残されている課題の掘り起こし・問題点の検討を行う。</p>	<p>関連諸施策の立案状況、国民生活政策や構造改革についての世論調査等を利用して評価する。</p>	147	<p>「多様な可能性に挑める社会」をテーマとした国民生活白書の作成と公表(平成18年6月20日閣議配布、同日公表)をした。また、白書の作成により、再チャレンジ支援等、国民生活に関する政策立案に資したこと等から、目標を達成できた。</p>
28	消費者行政の推進	<p>消費者利益の擁護・増進に取り組むことを通じ、消費者基本法の基本理念の具体化を図る。</p>	<p>消費者基本計画の具体的施策に盛り込まれた事項について、明記された実施時期までの達成を図ることが1つの手段として考えられる。</p>	<p>消費者基本計画の検証・評価・監視が1つの評価方法として考えられる。</p>	248	<p>当初の消費者基本計画に掲げられた重点施策及び平成18年度の検証・評価・監視により今後の重点的取組みとされた施策のうち、平成18年度に実施するとされたものについては着実に推進されている。</p>
29	市民活動の促進	<p>① 特定非営利活動促進法を円滑に施行し、高水準にある特定非営利活動法人の設立認証・監督業務に取り組む。</p> <p>② 市民活動団体の担い手の育成や先駆的な活動の普及啓発を推進する。</p> <p>③ 市民活動に関する情報提供の充実に向けたシステム拡充に取り組む。</p>	<p>① 特定非営利活動法人の設立等の認証申請に対し、原則4ヶ月以内の認証・不認証の決定など、特定非営利活動促進法の規定に則した施行を着実に実行。その際には、認証業務における申請書類等の形式的なチェックや監督業務における事業報告書の提出状況の管理等については、部外協力者にアウトソーシングする。</p> <p>② 市民活動団体等支援総合事業に関し、人材の育成、先駆的な活動の企画・実施・評価等への総合的な支援を実施する。</p> <p>③ 平成15年度に構築した「NPO情報管理・公開システム」に関係省庁・地方公共団体等が特定非営利活動法人等を対象に実施する支援策や協働事業等の一覧・検索機能を追加し、コンテンツの更なる充実を図る。</p>	<p>以下の指標等を利用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法に基づく申請数及び認証数の推移 ・市民への説明要請の実施件数及び説明がなされた件数 ・NPOホームページへのアクセス件数 	289	<ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動促進法に基づく内閣府への申請件数は669件。そのすべてについて、4ヶ月以内に認証・不認証を決定したことから(認証651件、不認証18件)、特定非営利活動促進法の規定に即した施行を着実に実行し、目標を達成することができた。 ・市民への説明要請の実施等、NPOホームページ上に掲載したNPOに関する追加・更新情報は6692回となり、広範な情報提供を行ったことから、目標を達成することができた。 ・NPOホームページへのアクセス件数は月平均48000回であり、目標(月平均5万件)の達成に向けて進展があった。
30	省資源・省エネルギー型生活の推進	<p>国民の日常生活における省資源・省エネルギーに対する行動等の向上</p>	<p>省資源・省エネルギー国民運動地方推進会議(都道府県毎に設置、構成団体計3,819団体)等と連携した省資源・省エネルギーに係る普及啓発活動、環境にやさしい買い物の実践を消費者に促すキャンペーン、民間団体の先駆的な省資源・省エネルギー実践活動等の支援等を実施</p>	<p>アンケート調査等により、省資源・省エネルギーに対する国民の行動等の経年変化を把握し評価する。</p>	58	<p>平成18年度国民生活モニター調査によると「商品を購入する際に、ごみ・資源・エネルギーなど環境のことを考えている」とする者の割合が、平成17年度同調査と比較して増加している(79.7%→85.9%)ことなどから、国民の日常生活における省資源・省エネルギーに対する意識等の向上が図られたため、達成に向けて進展があった。</p>

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
31	個人情報保護に関する施策の推進	事業者及び国民に対して法制度の周知の徹底を図る。	事業者及び国民に十分な情報提供が行われるよう、インターネットの活用、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の実施等多様な媒体を用いて、広報・啓発に取り組む。また、各種連絡会の開催、法の施行状況の取りまとめ、調査研究等を行う。	アンケート調査を実施し、その結果を把握すること等により評価する。	99	・個人情報の保護に関する世論調査によると、個人情報保護法を知っている者の割合は平成18年9月に約8割に増加(平成15年9月は59.1%)、個人情報保護の取組みが進んだと感じる人が70%超に達し、国民への情報提供等を進めることができたと考えられる。 ・個人情報の保護に関する事業者取組み実態調査(平成19年3月実施)によると、プライバシーポリシー(個人情報取扱指針)を策定している事業者の割合が5～6割に達し、民間事業者による取組みに進展がみられることから、事業者への情報提供等を進めることができたと考えられる。
32	政府広報の実施	テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、インターネット等の各種広報媒体を活用し、構造改革の推進を始めとする政府の重要施策に関し、その背景となっている考え方、具体的内容、意義、必要性等について、的確かつ分かりやすい情報提供を行うことにより、政府施策に対する国民及び諸外国の理解と協力を得る。	国民の理解と協力を確保するため、分かりやすい内容の構成、適切な広報媒体の選定、時期に合ったテーマの選定及び各府省広報と政府広報の適切な役割分担と連携の確保といった点に留意した、より効果的かつ効果的な政府広報の実施。特に、「平成17年度政府広報・広聴基本計画」においては、分かりやすい広報の推進、政策の形成・推進過程を身近なものとするための広報、広聴活動との連携を図るといったことにも留意することとされている。	国政モニターアンケート及び学識経験を有する者の知見等を利用して評価する。	9,531	内閣府の委託による「国民の側から見た政府広報の在り方に関する調査」(平成18年3月)(以下、「在り方調査」という。)では、「テレビ番組」、「テレビスポット」や「新聞広告(突き出し)」、「新聞広告(記事下)」について約7割の者が広報を認知しているという結果が得られるなど、媒体の性格や広報実施量にもよるが、おおむね高い認知率が得られている。 また、内閣府の委託による「政府広報媒体の認知度調査」(平成18年12月)では、特に新聞・雑誌広告、テレビスポットの認知率(特定の広報を見た人の割合)が高いという結果が得られている。 さらに、国政モニターへのアンケートでは、テレビ、ラジオによる広報について、7～8割が「伝えたい内容がわかりやすい」という回答であったのをはじめ、他の媒体でも高い評価を得ている。 以上のように、各種調査の結果を見ると、各種媒体による政府広報についておおむね良好な認知率や内容への理解が得られている。
33	世論の調査	世論調査の実施により、国民の基本的な意識の動向及び政府の重要施策に関する国民の意識を公正・中立・正確かつ適時に把握・公表し、国政モニター制度により、政府の重要施策等に対する一般国民からの幅広い意見、要望などを聴取することで、政府施策の企画立案等に資する。	国民や社会のニーズを的確に把握するため、テーマの選定、公正・中立な調査票の作成、調査の正確性の維持・向上、新しい調査技術の研究などに留意した、より効果的かつ効果的な世論の調査の実施。	各府省からの要望実績、結果利活用の実績・予定や学識経験を有する者の知見等を利用して評価する。	189	・世論調査は、18年度は20件実施し、調査結果は各府省において政策の企画・立案等の基礎資料として利活用されるとともに、一般にも広く利用されている(ホームページのアクセス件数18年度約21万1千件)。 ・国政モニター制度では、政府施策等に対する幅広い意見、要望等を、全国550人のモニターから報告を受け(気付いたことを報告する「随時報告」は17年度2815件→18年度2954件等)、各府省において政策の企画立案等の基礎資料として利活用されている。 なお、現在の調査方法である訪問面接調査と、概ね調査費用がより安価なインターネット調査との比較調査を実施したが、回答者・回答結果に偏りがあり、調査方法の変更には至らないと判断した。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
34	国民との対話	関係等が内閣の重要課題について広く国民から意見を聞き、また国民に直接語りかけることで、政策に対する国民の理解を深め、内閣と国民との対話を促進することを目的としてタウンミーティングを実施する。	・内閣の重要課題をタウンミーティングのテーマとして設定し、政策テーマ別タウンミーティングを時機を捉えて実施する。 ・各地で活発に活動している各種団体から企画案を公募し、これらの企画案のうち内閣府が適当と判断したものを基にした国民との共催によるタウンミーティングを実施する。 ・なるべく多くの参加者が発言できるように発言時間の確保に努める等、運営面での改善を図る。	以下の指標等を利用して評価する。 タウンミーティングの開催回数 タウンミーティング1回(または1テーマ)あたりの発言者数	300	18年度については、内閣の重要課題である「教育改革」、「道州制」、「少子化社会」等、様々なテーマについてタウンミーティングを19回開催した。しかし、タウンミーティングの運営に関し、不適切な点が指摘され、これを受けて、「新しい国民との直接対話のあり方に関する検討グループ」が内閣官房に設置されるとともに、タウンミーティング担当室は18年12月16日付で廃止となった。
35	少子化社会対策	子どもが健全に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会へ転換する。	少子化社会対策会議の下に、関係関係と有識者による少子化社会対策推進会議を開催し、「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」に盛り込まれた各種施策についての厳正な評価を行い、定期的に施策の進捗状況を点検する。	少子化社会対策会議を中心に、定期的に施策の進捗状況を点検し、評価する。	142	・子ども・子育て応援プランの17年度の進捗状況を点検した結果、概ね達成。 (「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議第1回点検・評価分科会(19年3月7日)) ・少子化を考える国民の集い等のシンポジウムで参加者にアンケートを実施した結果、約9割が「満足した」と回答。
36	高齢社会に関する啓発	高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者のそのような活動に対する国民の理解を深めること。	地方自治体やNPO等との連携を図るとともに、必要に応じ学識経験者らの知見を活用する。また幅広い年代から多数の参加者を得るため、ホームページ等を通じ事業の趣旨・内容について周知を図る。	各事業への参加者等に対し、事業の必要性や有効性を問うアンケート調査を実施し、評価する。	20	県、民間活動団体との共催により国民の集いやセミナーを開催し、有識者による講演、高齢者の社会参加活動事例紹介、高齢社会の諸問題についての討論等を行った。参加者はホームページにより広く募集しており、参加者への必要性に関するアンケート結果においては、肯定的回答が国民の集いでは93.6%、セミナーでは97%となっており、事業の必要性が高く認められている。また、事業結果を報告書に取りまとめて地方公共団体等に配布するとともにホームページに掲載して広く国民への周知を図った。
37	障害者施策	障害者基本法による障害者基本計画に基づき、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を図る。	「障害者基本計画」及び当該計画の具体的な目標やその達成期間を定めた「重点施策実施5か年計画」に基づいた障害者施策の着実な実施が図られるよう、内閣総理大臣を本部長とする障害者施策推進本部を中心として、関係行政機関の密接な連携の下に、政府一体となって取組を進める。	毎年、「障害者基本計画」の実施状況、障害者基本計画の具体的な目標及びその達成期間を定めた「重点施策実施5か年計画」の進捗状況を調査する。	97	・「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」とも、全般的に概ね順調に推移。 ・「重点施策実施5か年計画」においては、「共生社会」の用語、考え方の周知度を障害者基本計画(平成24年度中)に成人国民の50%以上としており、18年度の世論調査の結果では、用語の周知度が61.4%、内容を理解した上での用語の周知度は40.2%であった。

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
38	交通安全啓発思想の普及・啓発	交通事故死者数を平成24年末までの10年間で5千人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ・第8次交通安全基本計画に基づく交通事故防止対策の推進 ・平成15年に取りまとめた総合的な高齢者交通安全対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の指標を利用して評価する。 ・年間の交通事故死者数 	186	平成18年の交通事故死者数は平成17年より519人減少し、6,352人となった。
		国民一人一人に交通安全知識の普及を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 全国交通安全運動に合わせて、中央大会、交通安全フェアの実施。年間を通じ、子どもや高齢者を主な対象とした母親のボランティアによる世帯訪問、世代間交流事業、交通指導員による街頭活動等への啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の指標等を利用して評価する。 ・各行事参加者 ・各行事参加者に対するアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> 全国交通安全運動へのボランティア参加者数がやや少なくなっているものも、他の事業の参加者は前年度と同程度又はやや多くなっている。事業参加者に対するアンケートでは、交通安全指導者養成講座において受講を有意義とする割合が前年度より増えており、世代間交流事業では、実施後の参加者の安全意識が高まっている。 〈主な行事参加者数〉全国交通安全運動ボランティア活動者：春1,112,000人。秋1,107,000人。交通安全フェア入場者：26,000人。世代間交流事業4,800人。世帯訪問数120,000世帯。 〈アンケート〉交通安全フェア入場者の交通安全意識の高まり：回答者の96%が高まったとしている。世代間交流事業の参加高齢者の交通安全意識の高まり：ルール、マナーを守ること、自らの行動について回答者の70%が高まったとしている。交通指導者養成講座：受講者の90%が有意義であると回答。
39	原子力安全対策	原子力施設の安全確保や原子力災害対策等に必要となる技術的知見・経験を獲得・蓄積し、我が国の安全規制体制のもとで、安全確保に万全を期す。また、より実効性のある原子力防災体制を構築するとともに、国民との双方向の意思疎通を通じて、原子力安全に関する国民との対話の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の開催等を通じ、新たな技術的知見・経験を獲得 ・安全確保に関する知的基盤を踏まえ、安全基準・指針類を整備 ・規制調査の実施 ・原子力防災対応に係る通報訓練等の実施及び国や地方公共団体が主催する原子力防災訓練への参加 ・国民との直接対話の場として開催している原子力安全シンポジウム等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の状況等を把握することで評価する。 ・安全規制等に的確に反映すべき知見の獲得状況 ・安全基準・指針類の整備状況 ・規制調査の実施状況 ・原子力防災対応に係る各種訓練の参加・実施状況 ・国民との直接対話の場の活用状況 	1,026	<ul style="list-style-type: none"> ・知見の獲得状況については、各専門部会等において報告書を作成し、外部機関への委託調査を着実に実施した。 ・安全基準・指針類の整備に当たっては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂等を実施した。 ・規制調査に関しては、13件の調査を実施した。 ・原子力防災対応に係る訓練については、独自の訓練を着実に実施し、地方公共団体等が主催する訓練へも積極的に参加した。 ・国民との直接対話の場として、原子力安全シンポジウム等を開催し、意見公募等に対する対応を着実に進めた。 以上のとおり、全体としての目標は達成された。
40	国際平和協力業務等の推進	国際連合による国際平和と安定のための努力に協力し、なし得る最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、国際平和協力業務の的確な実施を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・司令部要員により、司令部業務分野における国際平和協力業務を実施 ・自衛隊の部隊等により、道路、橋等の維持補修等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施 ・国際連合、国際機関等に対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務の実施 ・迅速な物資協力への対応のための備蓄物資制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 活動実績(後方支援業務、司令部業務、連絡調整業務、物資協力等)に対する国内、国際社会からの評価を判断基準とし、日本から国際平和協力業務に対して積極的に貢献・協力しているか評価する。 	537	<ul style="list-style-type: none"> ゴラン高原国際平和協力業務については、日本が行う後方支援活動は以前から国連、派遣受入れ国及び同ミッション参加国軍からの評価が高く、地域住民からも信頼され、派遣継続を期待されており、目標は達成されていると判断できる。 その他、コンゴ民主共和国における選挙監視業務及びスリランカ被災民に対する物資協力を完了し同様の高い評価を得ている

No.	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	18年度予算額(百万円)	達成状況
41	社会連帯等の国民運動	安心して暮らせる豊かで住みよい社会の実現を目指し、様々な国民的課題の解決に資するための国民運動の推進を図る。	(1)地域で活動する集団への支援 ① 地域活動に関する全国大会の開催 ② 地域活動を推進するリーダーの養成 ③ 地域活動に関する都道府県大会の開催 ④ 地域で活動する集団に関する調査 ⑤ 各地の活動集団への情報提供 (2)各種国民運動の推進 ① あしたのまち・くらしづくり表彰の実施 ② 重点課題別活動モデル集団の育成 ③ 重点課題別研究会の開催 ④ 地球環境と資源エネルギーを大切に国民運動全国集会の開催 ⑤ 地球環境ブロックフォーラムの開催 ⑥ 小さな親切運動全国フォーラムの開催	以下の指標等を利用して評価する。 (1) 行事参加者へのアンケート調査 (2) 運動ネットワークホームページへのアクセス数 (3) 地球環境問題に対する国民意識の推移の数値 (4) 各地での活動人員及び地域的な広がり状況	130	・あしたのくらし・ふるさとづくり全国フォーラムで参加者のアンケートを実施した結果、約9割が「満足した」と回答。 ・運動ネットワークホームページへのアクセス数年間31,856件と達成目標4万件的約8割である。内容を充実させアクセス増につなげる。 ・内閣府で実施している地球環境・地球温暖化防止に関する世論調査によれば、「関心がある」と答えた者の比率は平成13年度82.4%、17年度87.1%、19年度92.3%と増加し続けており、極めて高い関心を示している。 ・地球環境ブロックフォーラムで参加者のアンケートを実施した結果、約9割が「満足した」と回答 ・全国の生活学校845団体32,188名、生活会議1,153団体200,976名の活動人員がいる。
42	遺棄化学兵器廃棄処理事業	中国各地における発掘回収事業について、予定期間内に対象地点における全ての化学砲弾等を安全かつ確実に発掘・回収することを目指し、それらの鑑定及び梱包を行い、それらを保管庫に収納する。もって、周辺住民の生活上の不安を解消する。	要員派遣の一層の迅速化を図るとともに、中国側とのより一層の緊密な協力体制を築く。また、事業の安全管理を今後も怠り無く行う。	中国各地における発掘回収事業は、埋設地点によって状況は様々であるので、現地の環境や埋設砲弾等の状況等を総合的に判断して、安全かつ可能な限り早期に事業を完了できたかどうかを評価する。	668	平成18年度は吉林省敦化市蓮花泡のほか4箇所において、中国側と共同して小規模発掘回収事業を実施し、旧日本軍の化学兵器の可能性のある4,360発の砲弾等を安全裡に発掘・回収のうえ保管した。 以上のとおり、中国各地における発掘回収事業につき、遺棄化学砲弾等を安全かつ確実に発掘・回収し、周辺住民の生活上の不安を解消するという成果目標を達成できた。

(注) 1. 本表の対象施策は、政策評価法上の施策として実績評価方式を採用するものうち、平成18年度予算において措置された施策である。
2. 内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けるために行う、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画、立案、総合調整に関する事務は、政策評価法において政策評価の対象とされていないことから除外している。
3. 達成状況は、平成18年度末時点のもの。